

カタール国 (State of Qatar)

通信

I 監督機関等

1 情報通信技術省 (ictQATAR)

Tel. : +974 499 5333

URL : <http://www.ictqatar.qa/>

所在地 : Al Nassr Tower, Al Corniche Street, Doha, QATAR

幹部 : Hessa Sultan Al-Jaber (大臣 / Minister)

所掌事務

2004年に最高技術評議会として設立され、2013年6月の新内閣発足に合わせて名称を情報通信技術省に変更した。「ictQATAR」の通称は継続して使用されている。

2 通信規制庁 (The Communications Regulatory Authority : CRA)

Tel. : +974 44995535

URL : <http://www.cra.gov.qa/en/>

所在地 : Al Nasr Tower B, Corniche, Doha, QATAR

幹部 : Khalid N Sadiq Al-Hashmi (長官 / Principal)

所掌事務

2014年に新設された規制機関で、電気通信分野に関する規制及び政策立案、消費者の権利保護、免許番号管理、番号管理、周波数管理、基準認証、衛星放送規制、料金規制、ICT部門への投資促進、事業者間の紛争解決や市場監視等を所掌する。

II 法令

電気通信法「2006年法令第34号」(Decree Law No. (34) of 2006 on the promulgation of the Telecommunications Law)

通信基本法令であり、免許政策、周波数管理、相互接続、サービス料金、市場競争、消費者保護に関する規定、並びに ictQATAR の詳細な業務が規定されている。2009年には基本法令に準じた規制を実施するための実行規則「電気通信法実行規則 (Executive By-Law No.1 of 2009 for the Telecommunications Law)」が公布されている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 個別免許

電気通信免許は、個別免許とクラス免許に分けられる。個別免許の対象となるのは、利用料金を得て電気通信サービスを直接的又は間接的に提供する場合や、そのような利用に具する電気通信網や設備を所有又は運用する場合等が相当する。

(2) クラス免許

クラス免許は、個別免許が付与されない場合に適用され、同様のクラス（共同利用型の業務）に属する1人以上に対して付与される。2011年9月、ictQATARは2種類のクラス免許の発行について発表した。一つは電気通信サービスの再販に関するクラス免許である。同免許により、ホテルやインターネットカフェ、無線インターネットゾーン等が非排他的基盤で電気通信サービスを再販売できるようになる。再販事業者は、個別免許を交付された公衆電気通信事業者のあらゆるタイプの電気通信サービスを再販売できるが、事前にictQATARに届け出なければならない。もう一つはクロード・ユーザ・グループ内における通信網の所有と運用に関するクラス免許である。同免許により、企業・団体は、プライベートなクロード・ユーザ・グループ通信網を内部向け／非商業ベースで運用できるようになる。同免許は事前にictQATARに届け出る必要はない。

2 競争促進政策

(1) 自由化

電気通信市場は2007年まで旧国営のカタール・テレコム（Qtel：現 Ooredoo Qatar）の独占体制だったが、移動体通信市場は2007年、固定通信市場も2008年に競争市場へ移行し、カタール財団とVodafoneのコンソーシアムであるボーダフォン・カタール（Vodafone Qatar）に固定・移動体双方の免許が付与されている。

新規事業者の参入については、「規制戦略（Regulatory Strategy）2013～2016」（Ⅲの3項参照）のもと検討が行われている。

(2) 相互接続

免許取得事業者間の相互接続条件は、基本的には事業者間の文書による交渉で決定されるが、ictQATARが市場支配的事業者と指定した事業者については、接続を要求する事業者のすべてに、コストベースの料金で非差別的に接続を提供することとされている。

(3) MVNOの参入

カタールでは移動体通信事業へのMVNOの参入は法律で禁止されている。2010年5月にQtel（当時）とVirgin Media Groupは、Qtelがバージン・モバイル・カタール（Virgin Mobile Qatar）のブランドでサービスを行うことで合意

し、サービスを開始したが、ボーダフォン・カタールが異議を申し立て、ictQATAR もバージン・モバイルのサービスについて Qtel に改善を求めた。2011 年 6 月には ictQATAR が Qtel に対してバージン・モバイルのサービスを停止し、バージン・モバイル・カタールのブランドを撤去するよう命じた。

なお、MVNO の新規参入については「規制戦略 2013～2016」（Ⅲの 3 項参照）のもと検討が行われ、2014 年にはコンサルテーションが実施されている。

（４）番号ポータビリティ

2013 年 1 月 31 日より移動電話番号ポータビリティ（MNP）が開始され、利用者は既存の電話番号を変えずに事業者の変更ができるようになった。変更手続は 1 営業日以内で完了することになっている。

3 情報通信基盤整備政策

（１）カタール国家 ICT 計画 2015

2011 年 6 月、ictQATAR は 2015 年末までの ICT セクターにおける行動目標「カタール国家 ICT 計画 2015: デジタル・アジェンダの促進 (Qatar's National ICT Plan 2015: Advancing the Digital Agenda)」を発表した。同計画では、①接続性の改善：高度で安全な基盤の展開を行う、②能力強化：技術革新を可能にするため、デジタル・リテラシーを高め、技能を開発する、③経済発展の促進：革新的で活力に満ちた ICT 産業のための環境を創出する、④公共サービス提供の改善：公共サービス提供を改善するため、革新的なアプリケーションを使用する、⑤社会的利益の促進：社会及び政府が教育や医療などのサービスを国民に提供する方法を改善するために ICT を活用する、といった五つの戦略的目標が挙げられている。

なお、「カタール国家 ICT 計画 2015」は「国家ビジョン 2030」並びに「国家発展戦略 2011～2016」とも連携する。

（２）Qatar National Broadband Network Company (Q.NBN) 設立

2011 年 3 月、カタール政府は FTTH の高速ブロードバンド網の全国展開を促進するために、新会社 Qatar National Broadband Network Company (Q.NBN) を設立した。Q.NBN は、既存の法律、並びに ictQATAR が発行する免許条件に従って活動する完全独立企業である。同社は、全国の国民及び企業に 50～100Mbps の光ファイバ・アクセスを提供し、2015 年までに 95% のカバレッジ目標達成を任務としている。

Q.NBN の活動は、既存の電気通信事業者である Ooredoo Qatar 及びボーダフォン・カタールとの協議のもとで策定されたもので、双方の事業者が提供するブロードバンド・サービスの開発を支援するとされている。2012 年 8 月に ictQATAR は Q.NBN に対して、有効期間 25 年の光ファイバ事業免許を付与した。Q.NBN は免許の取得により、各事業者に対して光ファイバの基盤サービスの卸売販売が

可能となった。

(3) 国家ブロードバンド計画

2013年5月、ictQATARはカタール初となる国家ブロードバンド計画を公表した。同計画では、今後10年間におけるブロードバンド市場の発展を支援するためのガイドラインや措置が盛り込まれている。

国家ブロードバンド計画は、カタール国家ICT計画2015(Ⅲの3(1)の項参照)の目的と合致した内容となっている。また、2022年のFIFAワールドカップの機会活用を念頭に置いた「国家ビジョン2030」とも足並みを揃えた内容となっている。

(4) 規制戦略2013～2016

電気通信市場の課題に関する3か年戦略目標で2013年9月に公表された。優先課題として、①競争環境の強化、②規制枠組の明確化と予測可能性の改善、③希少な公共資源の有効管理、④消費者の利益保護、⑤デジタル経済の取引のサポートの五つが挙げられている。

4 ICT政策

(1) 基盤活用プロジェクト

ictQATARは基盤活用プロジェクトとして、eラーニング、eヘルス、eインクルージョン等の取組みを発表、ポータルサイトでの情報提供等を実施している。電子政府に関しては、カタール政府は2008年5月電子政府ポータルHukoomi(www.gov.qa)を開設し、行政手続の電子化を進めている。2011年5月には、内務省から出国許可、パスポート申請、及びIDカードのオンラインでの申請を可能にするサービスも開始された。国民はスマートカードでアプリケーションにログインし、各手続の申請、変更、状況確認等をオンライン上で行うことができる。なお、申請書等の提出には電子署名が必要となる。また、ポータルに用意されている国家電子決済ゲートウェイを使用することで、各種費用の支払もオンライン上で可能である。

(2) iParks イニシアチブ

2007年よりictQATARは都市農業省(現在は地方自治・都市計画省)と共同で、高速の無線ブロードバンド接続を無料で提供する「iPark イニシアチブ」を進めている。開始当初は、首都ドーハにある三つの公園で4Mbpsのブロードバンド接続サービスが市民に無料で提供されてきた。2011年6月には新たに二つの公園が追加され、すべての公園で8Mbpsでの接続が可能となった。2012年6月にも二つの公園が追加された。iParksの利用者は簡単な登録と認証で無線ブロードバンドに接続することができる。

5 消費者保護政策

(1) 電気通信法実行規則

2009年の「電気通信法実行規則」(Executive By-Law No.1 of 2009 for the Telecommunications Law)により、通信サービス事業者は、事前の同意なしに顧客情報を収集、利用、保管、公開してはならないとされている。また、同規則は各事業者にサイト上で自社の提供するサービスやその料金がictQATARの承認を得ていると明記することを義務付けている。

(2) 電気通信消費者保護政策

ictQATARは2014年1月5日に「電気通信消費者保護政策(Telecommunications Consumer Protection Policy)」を発表した。同政策は、サービスプロバイダに対する従来の義務と、公正な競争のために新たに課せられる義務を一つにまとめたもので、監督体制及び規則遵守を強化するほか、事業者から独立した紛争解決プロセスの提供などを規定している。ictQATARはこれまでも電気通信サービスに対する利用者の苦情を受け付けるための独立機関を運営してきたが、新政策では、事業者が消費者の利益のためにより効果的に行動することを保障する内容となっている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

従来、型式認証(Type Approval)はictQATARが所管していたが、CRAの新設に伴い型式認証はCRAに移管された。申請者は、製品サンプルと技術仕様書をCRAに提出し、CRAは国内・国際規格に準じて製品を認証する。

従来の型式認定制度では、特定の輸入業者のみが申請資格を有していたが、2009年10月に発表された型式認定方針(Type Approval Policy)及び2011年1月に策定された型式認定ガイドライン(Type Approval Guidelines for Radio Equipment and Telecommunications)により、型式認証の申請者が、製造業者、免許を有する通信事業者、民間企業(自家使用のみ)に拡大された。そのほか、型式認定にかかる申請手続の簡略化など、基準認証制度についてより効率的、オープン、かつ透明なものとするための制度改正が行われた。

V 事業の現状

1 固定電話

2014年末現在、市場はOoredoo Qatarのほぼ独占状態にある。Ooredoo Qatarは2006年からIP電話サービスも実施、2014年末で4万の加入者を得ている。2010年4月には、第2の事業者としてボーダフォン・カタールに有効期間25年の免許が交付されたが、同社が移動体通信の展開を優先したためにサービスの展

開は遅れている。

2 移動体通信

(1) 概況

Qtel (現 Ooredoo Qatar) が 1994 年に GSM サービスを開始、2009 年に第 2 の事業者としてボーダフォン・カタールが 2G と 3G のサービスを開始した。外国人労働者の加入により普及率は 100%を超えた後も上昇している。2015 年 6 月現在、Ooredoo Qatar の加入者は約 306 万で、市場シェアは 68.3%である。ボーダフォン・カタールの加入者は約 142 万で、市場シェアは 31.7%となっている。

(2) 3G

3G サービスは、Qtel が 2006 年に W-CDMA 網で開始、以降随時ネットワークの更新を行っている。2015 年 6 月現在の 3G 加入者は約 108 万である。ボーダフォン・カタールは 2009 年にサービスを開始、加入者数は現在 84 万となっている。両社とも人口カバレッジは 9 割を超える。

(3) LTE

LTE については、Ooredoo Qatar が 800MHz 帯を使用したトライアルを 2011 年に実施し、2013 年 4 月にドーハなどで商用サービスを開始した。2014 年 12 月には国内初となる LTE-Advanced の商用サービスを開始した。通信速度は下り最大 225Mbps へと高速化された。LTE-Advanced に対応した端末を所持する加入者は追加コストを支払うことなくサービスを利用できる。ボーダフォン・カタールは 2010 年 12 月に 800MHz 帯を使用したデモンストレーションを実施、2014 年 6 月から LTE の商用サービスを開始した。LTE-Advanced の商用サービスも 2015 年 5 月に開始している。

3 インターネット

(1) 概況

1996 年に Qtel (現 Ooredoo Qatar) によりインターネット・サービスの提供が開始され、2002 年には Qtel により DSL サービスの提供が開始された。2010 年にはボーダフォン・カタールに免許が交付され、首都ドーハの一部区域でサービスを開始したが、2015 年 6 月現在、Ooredoo Qatar がほぼ独占しており、市場シェア 97%を有している。加入者数は約 24 万である。都市部では WiMAX による接続も利用可能である。

(2) FTTx

FTTx については、Ooredoo Qatar が 2011 年 1 月に 1,000 世帯を対象とした FTTH トライアルを完了し、2012 年 1 月には超高速 FTTH の商用サービスを開始した。提供されるサービスは、インターネット接続と音声通話のパッケージで、インターネットの接続速度が 10Mbps のプランが 250QAR、50Mbps のプランが 550QAR、100Mbps のプランが 700QAR となっている。ボーダフォン・カタール

は Q.NBN（Ⅲの3項参照）の回線によりドーハのウエストベイ地域で FTTH サービスを提供している。

（3）衛星

Tempest Telecom が衛星インターネット接続を提供している。2010年12月、ictQATAR は VSAT の事業免許を QSAT Communications 及び RigNet Qatar の2社にも発行した。なお、これらの事業者は、銀行や小売店、ガス・石油会社等遠隔地の拠点を複数有する大規模な組織に対してのみ VSAT サービスを提供することができる。

4 新成長サービス

IPTV

Ooredoo Qatar が「Mozaic TV」の名称で IPTV サービスを実施、200以上のチャンネル視聴とビデオ・オン・デマンド（VoD）が利用可能である。2014年末の加入者数は約11万8,000である。同サービスは「Mozaic GO」というアプリケーションにより各種モバイル端末でも利用可能である。

VI 運営体

1 Ooredoo

Tel. : +974 44400400

URL : <http://www.ooredoo.com/>

幹部 : Nasser Marafih（最高経営責任者／CEO）

概要

1987年設立の旧国営事業者で、1998年にドーハ証券取引所に上場した。2015年現在、政府及び政府関連機関が株式の68%を所有している。このほかアラブ首長国連邦のアブダビの投資会社が10%を保有している。

2013年に会社名を Qatar Telecom（Qtel）から Ooredoo に変更した。カタールのほか、インドネシア、クウェート、イラク、アルジェリア等で事業を展開し、2013年からミャンマーにも進出している。

2 ボーダフォン・カタール（Vodafone Qatar）

Tel. : +974 4 927000 +974 4 801971

URL : <http://www.vodafone.qa/>

幹部 : Kyle Whitehill（最高経営責任者／CEO）

概要

2007年に設立され、2009年に移動体通信事業を開始したカタール初の新規参入事業者である。カタール財団とボーダフォンの共同出資で設立され、現在も共同ベンチャー Vodafone & Qatar Foundation LLC が45%の株式を所有する。株式の55%は上場されており、外国投資家も株式を購入することができる。同社は、

主にモバイル・サービスを提供しており、市場シェアの約 32%を占める。なお、固定サービスのシェアはわずかにとどまっている。

放送

I 監督機関等

文化・芸術・遺産省 (Ministry of Culture, Arts and Heritage)

Tel. : +974 440 2222

<http://www.moc.gov.qa/English/Departments/Pages/aboutministry.aspx?bmv=a>

幹部 : Hamad Bin Abdulaziz Al-Kuwari (大臣 / Minister)

概要

1997年に検閲を廃止し、翌年に情報省も廃止された。多くの権限は国家評議会に移された。国家評議会は、2008年に文化・芸術・遺産省に名称が変更された。

II 法令

1979年制定の「プレス法」が存在するが、あまり厳密には運用されていない。1993年に衛星アンテナを違法とする立法措置がとられたが、こちらも厳密に運用されてはいない。2010年4月、文化・芸術・遺産省は電子メディアを含めた新メディア法を起草していることを明らかにした。「新メディア法」では、裁判所の命令なくしてジャーナリストが当局に拘束されることがなくなる。また文化・芸術・遺産省が監督機関となり、省内の2部門がそれぞれ印刷及び電子媒体を所掌し、免許の付与と監視を行う。

III 政策動向

1 公共放送関連政策

公共サービス放送を提供する「カタール放送テレビ公社 (Qatar General Broadcasting and Television Corporation)」は「公社設置法」により、政府に直接監視されている。

2 コンテンツ規制

性描写や暴力シーンの放送は、他のイスラム諸国同様に禁止されている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

カタール放送テレビ公社のラジオ部門であり 1968 年 6 月 25 日に設立された Qatar Broadcasting Service (QBS) がアラビア語、英語、フランス語、ウルドゥー語の番組及びコーラン放送を実施している。民間会社では、Radio Sawa などが FM 放送を行っている。

2 テレビ

カタール放送テレビ公社のテレビ部門 Qatar TV (QTV) が 1970 年に開局。アラビア語と英語の 2 系統で放送を行っている。

3 衛星放送

1993 年より衛星アンテナの設置を違法とする立法措置が取られているが遵守されておらず、テレビを所有する 80% の世帯で衛星放送が視聴されている。1996 年にカタールのハマド首長の主導で開局したアルジャジーラ (Al Jazeera) が、九つの衛星を使って世界に向けて放送を行っている。主なチャンネルは、アルジャジーラ・イングリッシュ、アルジャジーラ・ドキュメンタリー、アルジャジーラ・スポーツなどがある。ほかに、QTV が 1998 年に Qatar Satellite Channel (QSC) を開局し、1 日 18 時間の放送を行っている。

V 運営体

1 Qatar TV (QTV)

Tel. : +974 489 4444

URL : <http://www.qtv.qa/qttv/index.php>

幹部 : Ali Saheed Al Qahtani (General Manager)

概要

1974 年設立の政府所有の放送局。財源は、国家予算とは異なる独自予算と広告収入である。2 系統で放送を行っており、第 1 放送は 1970 年に開局し、アラビア語の総合編成、第 2 放送は 1985 年ごろから英語でスポーツや大規模イベントの放送を行っている。

2 アルジャジーラ (Aljazeera)

Tel. : +974 4489 6000 (Al Jazeera International)

URL <http://www.aljazeera.net/>

概要

1996 年、カタールのハマド首長の強い指導の下、5 億 QAR の出資を受けて開局した。世界各地に約 70 支局を配置し、グループのチャンネル数は 25 に上る。ニュースを中心に世界 130 か国以上、2 億 6,000 万以上の世帯に番組を配信している。モバイル・ストリーミング・サービスや SMS・MMS によるニュース配信

サービスも行っている。近年はアフリカ向けチャンネルの拡大を進めている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 情報通信技術省 (ictQATAR)

(通信 / I の 1 項参照)

(2) 通信規制庁 (CRA)

(通信 / I の 2 項参照)

電波監理を所管し、国家周波数計画の策定、周波数の分配及び割当て、周波数使用にかかる登録情報の管理、電波監視、電波利用の極大化と電波利用による収益の最大化にかかる電波政策の策定、電気通信機器や無線機器の認証業務等の権限を有する。

2 標準化機関

環境省試験・標準化部門 (Laboratories and Standardization Affairs : QS)

URL : <http://www.moe.gov.qa/>

所在地 : 7634 Doha, QATAR

幹部 : Ahmad bin Amer bin mohamad Al-Hemaidi (大臣 / Minister)

所掌事務

2002 年法令 16 号によってカタール国家標準規格を制定し、認証作業を実施する外部機関を認定するとともに、国内産品及び輸入品が標準規格に従っていることを担保する。これまでに 1,800 以上の国家標準規格を制定している。現在は、環境省の下部組織となっている。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

電波管理業務は、従来、ictQATAR が実施してきたが、現在は 2014 年に新設された CRA が所掌している。主な業務は以下のとおりである。

- ・ 透明かつ非差別的な周波数管理を行う。
- ・ すべての周波数利用者に対し、経済的・社会的利益の付与を促進する。
- ・ 公共安全面での通信ニーズに合致する施策を実施する。
- ・ すべての利用可能な通信技術の相互運用性を確保する。
- ・ イノベーションと競争を支援・促進する。

- ・ 無線周波数のアクセスの障害となる規制を削減する。
- ・ 将来の技術革新のために適切に周波数を留保する。

2 無線局制度

電気通信網を運用するに際しては事業免許（クラス免許）に加えて、無線機器の運用や無線周波数の使用に関する、周波数免許（Radio Spectrum License）又は認可（Authorization）が別途必要となる。周波数免許は、航空機局、固定局等九つのカテゴリーに分類されている。「認可」は小電力無線機器や短距離無線機器などで、技術基準認証を受けている機器を利用する場合に対して適用される一般認可である。免許の所有権の移動、分割、合併等の周波数取引は、基本的には新規免許申請と同様とされ、規制機関の審査が必要である。

3 周波数割当

2007年に実施された900MHz、1.8GHz及び2.1GHzを使用する第2の移動体通信事業者免許についてはオークションが実施されたが、これは通常の周波数オークションではなく、事業免許のオークションと見なされている。一般の周波数割当ではオークションは行われていないが、新しい電波監理方針における論点の一つに挙げられている。また、放送用周波数及び軍・内務省が利用する周波数については割当てを行わないが、電気通信法は利用周波数の登録を義務付けている。

周波数免許が関係する個別免許については、その手続規定を適宜見直し公表する。また、クラス免許に相当する無線業務の場合、共同利用が可能な周波数を決定するための無線周波数規則（Radio Spectrum Regulations）を策定する。

ictQATARは、2013年8月に行われた公開協議プロセス後、全タイプの免許付与の諸条件及びライセンス・テンプレート、各周波数タイプの関連技術計画など、重要な要素を含む国内新無線周波数免許の枠組みを完成させた。この枠組みの目的は、免許付与ツールや周波数使用規制、周波数の効率的利用をより柔軟に実施し、透明性を高め、周波数利用者が必要な情報に簡単にアクセスできるように開発された。この変更を行うため、現行周波数免許は無効となり、新枠組に準拠した新免許に置き換わる。

4 電波利用料制度

電波監理規則では、利用帯域幅、排他又は共有利用、周波数利用による収益の一定割合等の要素を勘案して電波利用料を徴収するとしている。徴収の目的は電波の効率的利用の促進であるとする。これまでに徴収された電波利用料の総額は約1,329万QARであり、種別では固定局及び移動体端末（移動電話は含まれない）が主となっている。

III 周波数分配状況

ictQATARは全国周波数分配計画（National Frequency Allocation Plan）及び

全国周波数分配表（National Frequency Allocation Table）を作成しており、これらに基づき無線局免許を発行している。

周波数分配表（2014年6月現在）：

<http://www.cra.gov.qa/sites/default/files/documents/Qatar%20National%20Frequency%20Allocation%20Table%20%28QNFAT%29.pdf>